

## 鎌倉時代の大宰府機構

古代から継続し鎌倉時代に至っても、朝廷の九州出先機関である大宰府機構は厳然と存在していました。

大宰府機構の発給文書は、大宰府機構から下部の機関や個人などに下達された「大宰府庁下文」、大宰府機構と上下関係のない機関に出された「大宰府政所牒(史料上は「帖」)、大宰府機構から京都にいる実質的長官の大宰権帥あるいは大宰大弐に上申された「大宰府在庁官人等解」の3種類があります。鎌倉時代の大宰府機構による発給文書は35点。このうち、初期の2点を除き、連署者に「執行藤原」あるいは「執行藤原朝臣」がみえる点が、平安時代までの同様の書式と異なります。

執行職は、平安時代末期か

鎌倉時代初期に新たに創設された大宰府機構の在庁職で、発給文書にみえる「執行藤原」は、すべて鎌倉幕府御家人の武藤氏に比定できます。鎌倉時代の執行は、一時期府官の惟宗(宗為賢)が任じられますが、ほぼ武藤氏が独占しており、武藤氏世襲の職となりました。幕府側では武藤氏が守護として府官を従え、宰府守護所を構成していましたが、朝廷側でも執行として府官の首座に位置したこ



とが分かります。

鎌倉時代の大宰府機構発給文書のうち、半数近くは肥前国武雄社に宛てた大宰府庁下文です。武雄社は「府社」(大宰府機構が直轄支配した神社)であり、両者の間には上下関係が想定できますので、「下文」が使用されています。武雄社には宰府守護所(肥前守護・武藤氏)も文書を発給していますが、こちらは「牒」という文書様式が用いられています。

宰府守護所―武雄社の間には上下関係がないためです。鎌倉時代の大宰府機構発給文書は元徳2(1330)年までみえ、朝廷―大宰府機構間の伝達ルートは鎌倉末期まで機能していたことが確認できます。これが南北朝

時代には発給文書が姿を消し、大宰府機構がどうなったかのよく分かりません。大宰府機構発給文書の終見は正平16(1361)年ですが、この時期は九州南朝方の征西府が大宰府に置かれて全盛期を迎えており、一時的に旧来の大宰府機構を復活させたものと思われま